

支部（支部長）の仕事

この互助制度は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会が中心になって岡山県知的障害者福祉協会の協力のもとに民主的に運営していきます。

互助制度の輪を広げるために、岡山県手をつなぐ育成会に加入する地域親の会、施設親の会ごとに互助制度の窓口として支部を作ります。それぞれの支部で支部長を選任し支部登録申請書にて登録して頂きます。

以下、支部長にお願いすることを列記しました。

項 目	仕 事 の 内 容
支部の定義	支部とは、互助制度への加入の単位です。（一社）岡山県手をつなぐ育成会会員の親の会（家族会・保護者会）ごとに設置します。
支 部 長	上記の代表者をいいます。
支 部 登 録	支部を通して入会となるため登録してください。
加 入 事 務	加入者があれば、加入依頼書（兼預金口座振替依頼書）を事務局に提出してください。 保険料の送金もお願い致します。
給 付 請 求	加入者が入院保険金等請求をする場合、診断書等を不要にし、支部長が証明者となります。
異 動 報 告	支部長が変更になったときや加入者が転居・転籍になったときは事務局へ連絡してください。
退 会 報 告	加入者がなんらかの理由で退会するときは、事務局へ連絡してください。
そ の 他	その他不明な点は、専用のフリーダイヤルか、事務局へ相談してください。 支部の加入者名簿は、支部長宛に送付致します。